

かながわ市民オンブズマン

広報誌 第6号



第6号・目次

- 第7回役員会議事報告・・・・・・・・・・・・・・・・（1）
- 全国一斉水道メーター情報公開請求について・・・・・・・・（3）
- 住民監査請求（川崎市）市有地払い下げ市局次長汚職・・・・（4）
- 公共工事予定価格・入札後に公表・・・・・・・・・・・・（4）
- 全国市民オンブズマン連絡会議通信（55号）・・・・・・・・（6）
- 11月・12月スケジュールのお知らせ・・・・・・・・・・・・（11）

「かながわ市民オンブズマン」インターネット・ホームページ

URL ; <http://www.hamakko.or.jp/~dcj03216>

H. 9. 11. 6. 発行

● 第 7 会 役 員 会 議 事 報 告

記録：折井久彦

日 時：平成9年10月17日16：30～21：00

場 所：かながわ県民サポートセンター305

議事内容：

1、水道メーター談合・・住民訴訟の経過（大川・益子／代表）

- ・10月1日横浜地方裁判所で第1回の口頭弁論があった。被告側の企業21社が出揃った。

今回の訴訟はメーター業者相手の訴訟でもあり、市に対しては価格設定についても公開しろと言っている

それに対し被告側は

① 「神奈川県市民オンブズマン」が代表した訴訟が出来るのか。

② 談合があると言うのならその日時を明らかにせよ。

と準備書面で言ってきている。

世間では、政府が公共工事の予定価格を入札後については公表する方針を固めたという記事が報道されている。従って地方自治体もその方向に行く傾向がある。

- ・第2回の裁判は12月22日15時からで、次回は裁判所が工事中になるので石川町西側家裁裏の仮庁舎にて行なわれる。

- ・また、水道談合については、「パイプについても談合あり」との内部告発も届いている。

2、議員の海外視察について（森田事務局長）

担当の篠原代表欠席のため、森田事務局長が説明。

- ・海外視察の調査結果は資料提供してくれた自治体には送付することになっている。
- ・最近の動き。

① 県は来年からファーストクラスからビジネスクラスへの改善、通訳代は「現地活動費」として請求出来るようにする等。

② ネット議員の旅費流用の件、旅費の使い方についても今後はルールを守る。

3、横浜市情報公開条例見直しの件（森田）

- ・11月17日午後2時から、審査会にて意見陳述が行なわれる。

11月6日サポートセンターで「知る権利・横浜の会」と共に打ち合わせをやる。

なお、審査会当日は、陳述メンバーの他、傍聴者も募集いたします（10名程度）
今後は意見書作成、シンポジウムなどもやる。

4、政務調査研究費（森田）

本間代表欠席のため森田事務局長説明

- ・使途について明細が明らかでない、これに対し10月29日県に調査申し入れを行なう。

・当日は、NHKのテレビ取材があるので、多数の傍聴者の来場をお願いしたい。

当日集合場所は県新庁舎のロビー（喫茶店のある庁舎1階のロビー）に10時。

5、土地開発公社の情報公開請求

- ・川崎市に対し9月16日に公開請求をした。

川崎は奥津さんが平成7年の資料を整備されている。また、塩づけになっている土地状況を調査し、写真に撮ってパネル展を企画したい。(奥田氏)

- ・横浜市は土地公開について所在、面積、事業者までは解かるが、売主、購入目的、等は公開されない、購入の経緯が明らかにされない点が問題だ。(保坂さん)

6、その他

- ・第2回情報公開ランキング調査を行なう。神奈川県(本間担当)、横浜市(オンブズマンとして行なう、10月27日午前10時市民情報室前集合)、川崎市(篠原、奥田担当)10月27日に一斉請求を行なう。

- ・町田市盗聴事件にかかる住民訴訟の原告を募集の件

この事件は神奈川県の警察官4人が盗聴事件を起し原告勝訴になり、原告の緒方さん一家の訴訟は600万円の賠償金で解決したが、その金の出所が公金で処理されている。しかも事件を起した警察官に何もペナルティーがない、今回の訴訟は、警察官に対し県が賠償請求することを求める訴訟である。これをやらないと役所が、悪い事をした職員の骨を拾ってやる事が行なわれ、賠償金についても税金の無駄使いになる。

この訴訟に対し、原告になってくださる方を募集いたします。30人ぐらい募集致します。ご応募ください。

- ・「全国市民オンブズマンニュース」の販売、事務局にまとめて取り寄せてありますので希望者は購入下さい(200円/部)
- ・会員の公開承認者(124名)の名簿配布、今後年1~2回の改訂版を発行する。
- ・役員会の時を利用して勉強会を行ないたいとの提案(森田)

(意見):テーマをきめてやること。実感もてる勉強会でありたい。広報で全会員に明らかにし呼びかけては。2~3か月に1回程度の勉強会にする。役員会とは別の日にしては。等々意見があり。

第1回は12月12日(金)場所:県サポートセンター

18:30~20:00 学習会

20:00~21:00 役員会

以後はなるべく役員会とは別の日に行なう。

- ・広報発行作業日:11月6日(木)13:00~ 大川事務所にて。
12月4日(木)13:00~ 大川事務所にて。
お時間のある方は是非お手伝いに来てください。

- ・各地活動状況

三浦市:「三浦市オンブズマン」が設立準備中。

鎌倉市:委員会傍聴に対し傍聴席が増えた。

川崎市:傍聴会をやることにした。10月8日の職員の贈収賄事件に対し賠償請求の監査請求を出した。

大磯町:町に傍聴者の休憩所ができました。

海老名市:11月19日(水)9:30~11:30に市長と市民の対話集会を「海老名市市民オンブズマン」主催でおこないます。市民に呼びかける。

※次回の予定 日時:11月14日(金) 18:30~21:00 役員会
場所:川崎にて、(場所未定)

以上

●全国一斉水道メーター情報公開請求について

各地市民オンブズマン 御中

1997年10月2日

全国市民オンブズマン連絡会議

代表幹事：松葉謙三

三重県四日市市智積町326-9 電話：0593-26-6812 FAX:0593-26-7251

東京都の下水道談合が摘発されて以来、多くの市町村の水道メーターの価格が談合摘発前の3分の1程度に下がってきました。まだ下がっていない市町村もあるようです。具体的にどの程度の市町村で、どの程度値下がりしたかを調査する必要があります。

そして、場合によっては、談合入札により市町村が被った損害につき監査請求や住民訴訟する事も出来ます。東京都、神奈川県、横浜市などでは、住民訴訟が行なわれています。高知市、宇都宮市、愛知県岡崎市などは、監査請求を行なっているようです。談合の実態を明らかにし、業者や自治体担当者の責任を明らかにすることは、全国に蔓延している談合を無くするため、重要であると思います。

そこで、9月27日の拡大幹事会において、以下の要領にて、一番多く使われている口径20ミリの水道メーターの入札につき、以下の要領で、情報公開請求することになりましたので、ご参加くださいますようお願いいたします。

公開された文書を12月10日頃までに、三重市民オンブズマン松原謙三まで送付して下さい。なお、疑問点については、松原までご連絡下さい。

1) 情報公開請求する公文書

平成9年度に実施された口径20ミリの水道メーター（新品と修理の両方）の入札（見積り）結果調書

2) 対象自治体

① 県庁の所在地の都市

② 他の情報公開制度のある市町村のものについて、出来るだけ情報公開請求をお願いします。

3) 留意事項

① 水道メーターがデジタルかアナログかも調べて下さい。

② 入札や見積りをしないで、自治体が価格指定している場合は、水道メーターの価格を調査して、ご連絡下さい。

以上

● 住民監査請求

市有地払い下げで、市局次長汚職

(毎日新聞10/9)

川崎市の市有地払い下げをめぐる建設局次長の汚職事件で、市民団体「かわさき市民オンブズマン」(代表幹事・篠原義仁弁護士ら3人)は8日、市が贈賄側の企業に市有地を払い下げた行政手続きに問題があったとして、同市監査委員に対し住民監査請求した。

請求によると、同市川崎区内の贈賄側企業の場所が、道路建設予定地となったため、首都高速道路公団から依頼を受けた市が市有地を代替地として提供した。しかし、市有地は補償対象面積の約6倍もの広さがあった。

このため、同オンブズマンは「6倍もの土地の提供は、行政の公正さや平等性などから見て不必要な売却に当たるので、市は市有地を返還させる手続きをとるべき。または市有地が安価で払い下げられたため、市は贈賄側企業に、適性価格との差額分を請求するべき」などとしている。

篠原弁護士らは「市が適性な措置を行なうよう監査委員が勧告してほしい」と話している。

● 公共工事予定価格・入札後に公表

透明性高めコスト下げ—政府、来年度にも

日本経済新聞(10月7日付け)

橋本 光治

政府はこれまで開示を認めていなかった公共工事の予定価格について、入札後に限って公表する方針を固めた。入札の透明性を高めるとともに、割高と指摘される公共工事コストを引き下げるのが狙い。政府が来年度にも国の直轄事業で公表に踏み切り、地方自治体にも公表に追随するよう働きかける。落札価格に加え予定価格を開示することで、国や自治体の設定水準が妥当であるかどうか検証できるようになるうえ、入札参加業者の談合など不正行為を抑止する効果もある。(予定価格は「きょうのことば」参照)

この方針は建設相の諮問機関である中央建設業審議会が来春まとめる建議に盛り込まれる見通しで、来年度中に実施したい考えだ。政府は予定価格の算出根拠となる積算基準については公表しているが、予定価格そのものは入

札後も明らかにしていない。このため、国や自治体が割高な予定価格を設定していても検証できず、公共工事の高コストの一因となっている。

予定価格公表に関しては、「入札後であっても、次回以降の同種工事の予定価格を類推しやすくなる」との反対意見があるが、今でも建設業者は積算基準をもとにはほぼ正確に予定価格を推測しており、実態は変わらないと判断した。すでに建設業者各社の入札価格（落札価格も含む）は事後公表しているので、入札談合がある場合には予定価格に近い水準で落札価格が高止まりしている実態がより鮮明になる。

政府部内には、「一定の工事や地区ごとの平均落札率（予定価格に対する落札価格の割合）の公表にとどめるべきだとの意見もあった。しかし、自治体の不正支出問題などを追求している全国市民オンブズマン連絡会議などが予定価格の公表を強く求めており、情報公開の流れには逆らえないと判断した。ただ、予定価格の事前公表については、談合行為を一層助長しかねないとして見送る方針だ。

米国では一般的に発注者側が見積価格を事前公表している。ただ、日本では原則として入札価格が予定価格を上回るとその業者は落札できないのに対して、米国の発注者の見積価格は落札業者を決める際の一つの目安に過ぎない。

政府はゼネコン（総合建設会社）汚職以降、94年6月に建設業法を改正して、大規模工事に一般競争入札を導入した。その後も公共工事コスト削減を目的に入札制度改革を進めており、今年度から設計・施行一括発注方式や、民間業者からの技術改善提案を受け入れるVE（価値工学）を導入した。

=====

きょうのことは 予定価格

=====

▽…国、公団、地方自治体が公共工事などの契約金額を決定する基準としてあらかじめ作成する見積金額。必要な労務人員数、資材や建設機械の投入量や各単価などを地域別、品目別に定めた積算基準に基づいて算出する。予定価格は契約上限価格で、入札価格がこれを上回ると原則として落札できない。

▽…競争入札では、予定価格を記載した書面を封書にして秘密扱いとして、開札の場所に置くことになっている。会計法は予定価格の事前公表は認めていない。競争が制限されて落札価格が高止りする可能性があるうえ、談合行為を一層助長しかねないとの理由からだ。事後公表については特に規定されていない。

以上

全国市民オンブズマン連絡会議通信 (55)

(97.10.1)

全国市民オンブズマン連絡会議事務局 (名古屋発)
名古屋市中区丸の内三丁目六番四一号 リブビル六階 リブレ法律事務所内
TEL 052-953-7800・FAX 052-953-7884
Eメール: HQP00531@niftyserve.or.jp

9月27日拡大幹事会議事録

日時: 9月27日 午後1時30分～午後4時30分 (会議室)、午後4時30分～午後6時 (一階喫茶)

場所: 名古屋市芸術創造センター (会議室・一階喫茶にて延長)

参加グループ:

東京、三重、大阪 (市民オンブズマン)、大阪 (見張り番)、宮城、高知、埼玉、神奈川、岐阜、長崎、北海道 (札幌)、兵庫、福岡、北九州、福島、愛知の各地のグループの皆さん

1、第二回情報公開度ランキングの実施

(1) 昨年に引き続き、47都道府県と12政令指定市、および幾つかの中核都市、その他の都市 (政令市以外の都市については、対象参考資料とする) を対象として、第二回情報公開度ランキング調査を行うことが決定した。

(2) 経年調査のために旅費の支出、食糧費の支出を調べ、ランキングを発表する外、首長交際費の開示状況もランキング対象とすることが決定。また、各自治体の文書管理規定もコピーして集めることが決定した。

→ 首長交際費については、交際費が官官接待の原資とされている疑いがあること、食糧費文書非公開の口実に交際費の非開示の論理が用いられているところもあることから、交際費の開示もすすめる必要があることが理由。

→ 文書管理規定については、情報公開の隠しに文書破壊で対応しているところもあるため、全国調査をする必要があることが理由。

(3) 食糧費と旅費支出に関し、対象とする自治体の部署は財政課と決定。

(4) 公開請求の対象文書

① 財政課が平成9年度 (本年) 6月、7月、8月に実施した懇談会と県外出張の支出に関する一切の資料、および同期間の出張に関する復命書

② 平成9年度 (本年) 6月、7月、8月に支出した首長 (知事あるいは市長) 交際費の支出に関する一切の資料およびこの支出に関する現金出納簿

(5) 文書管理を調査するため、各自治体の文書管理規定のコピーをとってもらう。

(6)一斉公開請求の時期

10月27日（月）に情報公開請求をしてもらう。復命書については、量が多くなることが考えられるので、謄写は表紙のみとし、中身については閲覧の上、必要なもの一部程度の謄写という形で対応していただきたい。

(7)公開請求の担当

原則として、都道府県、政令指定都市については、昨年参加したグループに依頼する外、新しくメンバーとなったグループに対しては事務局から個別に依頼する。

(8)公開度判定

基本的に昨年の基準で行うが、見直すべき点、交際費についての採点基準などは公開度判定委員会の協議で最終決定する。

(9)公開度判定委員会は参加グループからメンバーを募集して組織する。

2 議員の海外視察についての追加調査

各地でも海外視察の追加調査について足並みがそろっていないので、事務局で集中して議会事務局宛に調査票を送付し、結果をまとめる。内容については、議会を情報公開のテーマとしているか否かについての点を加える。

3 水道メーターの価格調査について

本年度の県庁所在地および中核都市における20ミリの水道メーターの価格を調査して貰う。調査票は松葉代表幹事が各地のグループに発送する。

回答は12月10日までに松葉代表幹事宛に。

4 NPO法案について

国会に提出されているNPO法案の問題点が指摘された。これについては大阪の見張り番と市民オンブズマンを中心としてプロジェクトチームを結成して問題点を検討し、今後の運動方法を探ることが決定した。

5 全国市民オンブズマン連絡会議の名称変更について

各地のグループからファックスで寄せられた意見、および拡大幹事会出席グループ内での議論状況やブロック内での意見の紹介の後、議論に入った。その結果、①性差別用語と認識されているのはアメリカ合衆国を中心とした地域での認識にすぎないこと、②「オンブズマン」として名称が定着したため、変更する必要はないと思われること、③名称が会員の拡大の桎梏となっているという根拠もないこと、という意見が提出され、結局、これからグループを結成する場合には検討する必要があるが、全国の連絡組織としては今のところ名称変更の必要なし、という結論で一致した。

6 全国市民オンブズマン連絡会議監修の本の出版について

教育史料出版会からの出版申し入れがあり、これに協力することが決定した。当面、出版社と代表幹事、事務局で内容について協議し、内容について改めて幹事会にはかった上で出

版する意向を出版社に伝えることになった。

7 全国大会会計報告

福岡の市民オンブズマンから会計報告がなされ、満場一致で承認された。また、福岡の市民オンブズマンから利益金の内、30万円については全国市民オンブズマン連絡会議に寄付していただく申し入れがあり、これを受け入れることが決定した。感謝。なお、会計報告の内容については後記参照。

8 次回全国大会の実施について

情報公開度ワースト1の山形での実施をしたい、という意見が提案され、市民オンブズマン山形県会議に打診することが決定した。

9 情報公開訴訟ならびに情報公開条例改正・制定についての情報収集

上記情報を収集することが決定。各地での条例改正の動きなどを東京の清水勉弁護士から送られるアンケート用紙に答える形で報告してください。

10 全庁調査に関する情報収集

①「全庁調査」の内容について全国オンブズマンで調査することが決定。

→理由：現在、全庁調査を表明している自治体がいくつかあるが、その内容は自治体によっては様々であるばかりでなく、中には、県民の批判をかわすために、なおざりな調査を行って全庁調査と言っている自治体もあること。

②方法：広田代表幹事からアンケートの形で各地のグループに調査票を送付。そのアンケートに答えていただくとともに、各自治体による調査報告書があるばあいには、その報告書をつけて広田代表幹事に郵送する。

12 次回拡大幹事会

12月6日（土） 午後1時30分～ 名古屋市内にて（場所未定一決定し次第、ご連絡します）。

以上

【ご報告】

①ネットワーク市民オンブズマン第3号が完成しました。編集担当の仙台市民オンブズマン、同タイアップグループの皆さんありがとうございました。各グループで10部以上（一部200円）、購入してください。申込先は仙台市民オンブズマン事務局へ（FAX 022-227-3267）。

②8月下旬、全国大会での宣言を47都道府県知事と12政令市市長に、決議を総務庁に送付し、執行を終了しました。このうち、宣言には右「入札制度の改善並びに議会を情報公開の実施機関とする条例改正を求める要請書」を添付しました。

都道府県知事、政令市長殿

全国市民オンブズマン連絡会議

貴職におかれましては、日々公務にご精励のことと存じます。とりわけ、財政ひっ迫の折、ご苦勞の多い毎日と拝察申し上げます。

さて、私たち、全国市民オンブズマン連絡会議は、本年7月20日、21日の両日、福岡市で第四回全国大会を開催しました。同大会では、公共事業に関する談合や地方議会が実施する海外視察旅行に関しての実態調査の結果を発表し、その改善策等について真剣な論議を行いました。

私たちは、上記の調査結果や検討成果に基づき、現行の入札制度について「予定価格」の公開等の改善を求め、また議会を情報公開の実施機関とする条例改正等の各措置を要請するものです。私たちの提案は、法が支配する行政を実現し、行政から無駄を省くことに少なからず資するものと考えます。ここに、大会の討議を締め括った大会宣言を含め、私たちの調査の成果をご報告します。

1 談合で汚染された入札制度の改善について

全国各地の市民オンブズマンが、本年四月以来、地方自治体発注の一定額以上の公共工事に関する平成7年度と8年度の入札結果調査の情報公開請求を行い、34の都道府県から収集した14,234件の調査を分析しました。その分析結果の詳細は、添付の「入札結果調査全国一斉情報公開請求の集計結果」の通りです。

その要旨を申し上げます。談合は、「複数回入札」が行われる場合にその痕跡を「入札結果調査」に明瞭に残します。「複数回入札」では、その全件数1676件のうち1641件において、「落札価格」は「推定予定価格」の99.2%に迫り、かつ1676件中の97.9%の入札において、2回、3回と入札をやり直しても、最低札の業者には変動がありませんでした（「一位不動の原則」という）。業者間で競争をしていれば、落札価格が予定価格に張りついたり、「入札を繰り返しても、最低札業者だけはいつも同じ」などという不自然な事態が生ずるはずはありません。事実、最低制限価格を割り込んで失格者が出たりするなど、談合の存在が認められないケースでは、応札価格は最低制限価格に近い線に集中するのが普通です。

私たちの調査結果は、全国で談合が蔓延していることを証明しています。とりわけ、わが国を代表するような大企業が公共工事市場を支配し、巨額の税金を違法にむしり取っているのです。

このような事態は是正されるべきは当然です。そこで、私たちは、緊急に次の改善策を取られることを求めます。

- ① 少なくとも入札後には、「予定価格」を含めて入札結果のすべてを公示し、かつ関係資料を公開すること。
- ② 公共工事の「予定価格」を、現行のそれから2～3割引き下げること。

上記の①の措置で談合の有無を、よりよく市民が監視することができます。そして②の措置に

よって、税金の違法なむしり取りを抑えることができます。談合の一層の排除には、一般競争入札の導入などが必要ですが、当面緊急に上記の措置を取られることを強く要請します。

2 議会情報の公開について

次に議会情報の公開の促進についてです。

私たちは、議会が実質監査制で海外へ送る議員海外視察旅行について、34都道府県と4の政令市（注）の議会議長殿宛にアンケートをお願いし、視察経費内訳書や視察報告書など関係書類の提供をお願いしました。しかし、アンケートにお答え戴いたのは政令市では4市全部でしたが、都道府県では13県に止まりました。資料の開示に応じて戴いたのは、新潟県と奈良県だけでした。そして、回答を戴いた13県の中で、海外視察旅行の報告を市民に行っていると回答があったのは、群馬県だけに止まりました（「議会の海外視察に対する質問と回答状況」をご覧ください）。

多くの都道府県の議会から、ご協力戴けなかったのは大変残念なことです。海外視察の成果についてお尋ねした設問に対して、「大いに勉強になり、その後の議会審議に役に立った」という回答が多くあったのですが、海外視察にそのような成果があるのであれば、もっと多くの議会がそうした実態を明らかにして下されば良かったのです。

ともかく、議員視察旅行は、住民の目からは覆い隠されております。このこと自体が批判されるべきことであり、また「議員の海外視察は観光旅行だ」という批判を裏書きすることにもなっています。こうした状況にあるのは、ひとえに議会が情報公開の実施機関となっていないからです（議会を情報公開の実施機関としているのは、本年4月現在では神奈川県と山梨県だけです）。これを口実に何も情報を開示しないのです。議員・議会活動こそは、そのすべてを住民の前に明らかにすべきなのに、議会が一番遅れているのです。

知事、市長各位におかれては、「議員の海外視察は観光旅行だ」という住民の批判に耳を傾けられるのと同時に、一日も早く、議会を情報公開の実施機関とするよう条例改正の措置を採ることを要請します。

（注）アンケート等をお願いした地方自治体

都道府県＝岩手・埼玉・山梨・長野・福井・奈良・京都・大阪・島根・徳島・熊本・長崎・沖縄を除く34の都道府県（但し、大阪、長崎については議員各位宛には実施）。

4の政令市＝横浜市、名古屋市、大阪市、北九州市。



● 11月・12月スケジュールのお知らせ

★「かながわ市民オンブズマン」役員会

日 時：11月14日（金）18時～21時

場 所：川崎市中小企業・婦人会館（JR／東横線、武蔵小杉駅より徒歩5分）
川崎市中原区新丸子東3-473-2（TEL:044-422-2525）

★横浜市情報公開条例見直しに関する審査会

日 時：11月17日（月）14:00～

場 所：横浜市庁舎

内 容：意見陳述が行なわれる。

※ 当日の意見陳述者、および傍聴者（約10名）を募集します

打合せ会：11月6日「知る権利・横浜の会」と共に打ち合わせを行なう

★海老名市「市長対話集会」開催（「えびな市民オンブズマン」主催）

日 時：11月19日（水）9:30～11:30

場 所：海老名市役所会議室

内 容：①行政嘱託員制度の必要性について

②社会福祉協議会の運営内容等について

③株式会社「海老名公共サービス」（100%海老名市の出資会社）の運営実態について

★第7号広報誌発行作業日（作業ボランティア歓迎）

日 時：12月4日（木）13:00～

場 所：関内大川事務所

内 容：広報誌発行作業

★第1回会員対象の学習会と役員会

日 時：12月12日（金） 学習会 18:30～20:00

役員会 20:00～21:00

場 所：県民サポートセンター

★第2回水道メーター談合訴訟（神奈川県、横浜市、川崎市）

日 時：12月22日（月）15:00～

場 所：横浜地裁工事中のため、石川町西側、家裁裏の仮庁舎にて

広報誌：「かながわ市民オンブズマン」 第6号 （会員配布用）

事務局：横浜市中区相生町1丁目18番地 光南ビル6F

大川法律事務所内 ☎045-664-7825 発行責任者：森田明

編集・制作スタッフ：折井久彦／橋本光治／江口武正／奥田久仁夫

高橋由紀／保坂令子／村上英吾／門野圭司／佐藤勉／田中宏

※この広報誌は再生紙を使用しています。